

学校いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月

都城市立夏尾小学校

都城市立夏尾小学校いじめ防止基本方針

都城市立夏尾小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

都城市立夏尾小学校いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめの防止と早期発見	1
(3)	いじめへの対処	2
(4)	地域や家庭・関係機関との連携	2
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	6
3	その他の留意事項	6
(1)	校長のリーダーシップによる対応	6
(2)	道徳教育や人権教育の充実	7
(3)	組織的な指導体制	7
(4)	校内研修の充実	7
(5)	校務の効率化	7
(6)	いじめ防止等の取組の点検	7
(7)	地域や家庭・関係機関との連携	7
(8)	都城市ならではの取組の充実	8
4	重大事態への対処	8
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	8
2	学校Webページ等での公開	8
第4	参考資料（別紙1～4）	

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日施行）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。